

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○包括外部監査契約の締結	(行政経営推進課)	一
○平成四年宮城県告示第五百四十一号(非常勤職員公務災害補償等条例に 基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正	(職員厚生課)	一
○平成八年宮城県告示第五百六十二号(非常勤職員公務災害補償等条例に 基づく介護補償の額)の一部改正	() 同 ()	二
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	二
○道路の区域変更	(道路課)	二
○都市計画事業の認可	(都市計画課)	二
○都市計画事業の事業計画変更の認可	() 同 ()	三
○土地改良区役員の就任の届出	(仙台地方振興事務所)	三
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	() 同 ()	三
選挙管理委員会		
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正		四
○参議院宮城県選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する 収支報告書の要旨の訂正		四
監査委員		
○包括外部監査結果に関する報告の公表		四
○宮城県告示第三百十三号		
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のと		

おり包括外部監査契約を締結したので告示する。

平成二十三年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成二十三年四月八日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

齋藤 憲芳

福島県福島市飯野町明治字西鍛冶台内六十二番地

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

概算払

○宮城県告示第三百十四号

平成四年宮城県告示第五百四十一号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、三二七円	一一、七五〇円
二十歳以上二十五歳未満	四、九二〇円	一一、七五〇円
二十五歳以上三十歳未満	五、五六五円	一一、〇二八円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇九〇円	一六、〇二八円
三十五歳以上四十歳未満	六、五三九円	一八、五〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、七四九円	一一、〇六五円
四十五歳以上五十歳未満	六、六八八円	一一、七五〇円

五十歳以上五十五歳未満	六、二七四円	二四、四〇九円
五十五歳以上六十歳未満	五、五四九円	二三、一八三円
六十歳以上六十五歳未満	四、六二九円	二〇、七五四円
六十五歳以上七十歳未満	三、九四〇円	一五、二二七円
七十歳以上	三、九四〇円	一一、七五〇円

○宮城県告示第三百十五号

平成八年宮城県告示第五百六十二号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表常時介護を要する状態の項中、「十万四千七百三十円」を、「十万四千五百三十円」に、「五万六千七百九十円」を、「五万六千七百二十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中、「五万二千三百七十円」を、「五万二千二百七十円」に、「二万八千四百円」を、「二万八千三百六十円」に改める。

○宮城県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
白石市小原字追久保六二の一五（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため
- 二一 解除予定保安林の所在場所
白石市小原字追久保六二の一五（次の図に示す部分に限る。）八九の六
- 二 保安林として指定された目的

- 土砂の崩壊の防備
- 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 蔵王川崎線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	
	前	後
柴田郡川崎町大字前川字裏丁八二番四地先から 同町大字前川字伊勢原四番九地先まで	敷地の幅員 （メートル） 六・二丁 一〇・〇	敷地の延長 （メートル） 二五三・〇
	六・六 一〇・八	二五三・〇

○宮城県告示第三百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画法事業について次のとおり認可された。

平成二十三年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画法事業の種類及び名称
種類
仙塩広域都市計画道路事業
- 二 名称
三・五・百九十号 植松田高線

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十三年三月三十一日	中野 勲	仙台市太白区秋保町馬場字石ヶ森六番地	理事
平成二十三年三月三十一日	齋藤 弘勝	仙台市太白区秋保町馬場字竹林四十六番地	理事
平成二十三年三月三十一日	太田 栄	仙台市太白区秋保町馬場字町南七十四番地	理事
平成二十三年三月三十一日	伊藤 清史	仙台市太白区秋保町長袋字諏訪前三番地	理事
平成二十三年三月三十一日	佐藤 栄治郎	仙台市太白区秋保町長袋字大原四十九番地	理事
平成二十三年三月三十一日	柴田 誠哉	仙台市太白区秋保町長袋字門前八番地	理事
平成二十三年三月三十一日	柴田 豊治	仙台市太白区秋保町境野字中屋敷四十三番地	理事
平成二十三年三月三十一日	齋藤 亨	仙台市太白区秋保町馬場字町南六十六番地	理事
平成二十三年三月三十一日	柴田 市郎	仙台市太白区秋保町境野字野尻七十四番地	理事

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十一年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十二年宮選管告示第四十三号の一部を次のとおり改める。

平成二十三年四月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

自由民主党川崎町支部の平成二十一年分収支報告書の要旨の

1 収入・支出の総額中

「(1) 収入総額 438,517 円」を「(1) 収入総額 488,517 円」に、

「イ 本年收入額 187,376 円」を「イ 本年收入額 237,376 円」に改める。

2 収入・支出の内訳中

「イ 寄 附 150,000 円」を「イ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 200,000 円」に、

「(ア) 寄附（内訳別掲） 150,000 円」を「(ア) 自由民主党宮城県第三選挙区支部 200,000 円」に改める。

「a 政治団体からの寄附 150,000 円」を「b 150,000 円」に改める。

「合計 187,376 円」を「合計 237,376 円」に改める。

「寄附の内訳」

「ア 政治団体からの寄附」

「（寄附者の名称）（金額）（事務所の所在地）」

「自由民主党宮城県第三選挙区支部 150,000 円 仮取市」

「小 計 150,000 円」を記す。

○宮選管告示第三十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定により各候補者から提出のあった平成二十二年七月十一日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十二年宮選管告示第四十三号の一部を次のとおり改める。

平成二十三年四月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

候補者菊地文博の第一回報告分の収支報告書の要旨の

3 報告書の要旨の収入中

「海谷 弘 会社役員 100,000」を「2

「みんなの党参議院宮城県第一支部 政党支部 2,500,000」を「b 2,500,000」に改める。

「その他の収入 2,500,000」を

「その他の収入 -」に改める。

監査委員

○宮城県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人齋藤憲芳から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成23年4月22日

宮城県監査委員	内 海 太
宮城県監査委員	内 々 木 敏 克
宮城県監査委員	遊 佐 勘 左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子